

宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業

実施方針

平成 26 年 7 月

沖縄県土木建築部下水道管理事務所

目次

1. 本事業に関する事項	1
1.1 目的	
1.2 事業概要	
1.3 本事業の内容	
1.4 本事業に関する条件等	
2. 事業者の公募及び決定に関する事項	2
2.1 公募及び決定の方針	
2.2 事業者決定までのスケジュール（予定）	
2.3 実施方針等に関する質疑及び意見	
2.4 参加者の資格等（予定）	
2.5 企画提案の評価及び事業契約の締結	
3. リスク分担に関する事項	5
3.1 リスク分担の考え方	
3.2 予想されるリスク分担	
4. 事業期間終了後の措置	5
5. その他事業の実施に関して必要な事項	5
5.1 応募に伴う費用負担	
5.2 連絡先	

1. 本事業に関する事項

1.1 目的

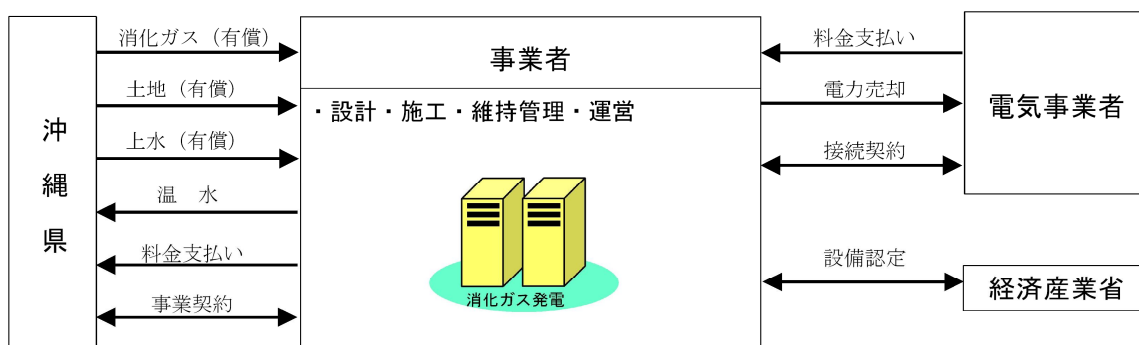
宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者が実施する再生可能エネルギーを活用した発電事業に対し、沖縄県がバイオマス資源である消化ガスを供給するとともに下水道施設用地を貸与し、官民が連携して再生可能エネルギーの有効利用を推進することで、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止、ならびにエネルギー自給率の向上に貢献することを目的とする。

1.2 事業概要

1.2.1 事業概要

本事業は、沖縄県が宜野湾浄化センターで発生する消化ガスを発電事業者（以下「事業者」という。）に供給するとともに、宜野湾浄化センターの用地を貸与し、事業者が浄化センター内に沖縄県から借り受ける事業用地に発電施設を建設し、この消化ガスをエネルギー源とした固定価格買取制度による発電事業を行うものである。

本事業は、「宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業条件規定書」（以下「条件規定書」という。）に定める諸条件、ならびに発電事業者が提出する企画提案書に基づき、遂行される。なお、基本協定締結後、事業者が固定価格買取制度による売電を行うために必要となる設備認定、接続契約を事業開始までに完了するものとする。



1.2.2 本事業の範囲

(1) 発電施設の設計・施工

- ・条件規定書に定める諸条件、及び企画提案内容を満足する発電施設の設計・施工

(2) 発電施設の維持管理・運営

- ・条件規定書に定める諸条件、及び企画提案内容を満足する発電施設の維持管理・運営

1.2.3 本事業の期間

(1) 設計・施工：契約締結の日から平成28年9月30日

(2) 維持管理・運営：平成28年10月1日から平成48年9月30日

1.2.4 発電装置に求める実績

消化ガス発電装置は、国内においてバイオガスを燃料とした発電実績があるものとする。

1.3 本事業の内容

1.3.1 事業名

宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業

1.3.2 対象となる浄化センターと再生可能エネルギー

本事業の対象となる浄化センターと再生可能エネルギーは表 1.3.1 に掲げる全てである。

表 1.3.1 対象となる浄化センターと再生可能エネルギー

名称（所在地）	消化ガス
宜野湾浄化センター （宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番 1 号）	対象

1.3.3 土地貸付料の額

土地貸付料の額は表 1.3.2 に示す額を下限とする事業者からの提案額とする。なお、土地貸付料の額は、地価情勢の変動により毎年改定を行う。

表 1.3.2 土地貸付料の額

名称（所在地）	土地貸付料の額の下限 （円/年・m ² ）
宜野湾浄化センター	840

注）消費税および地方消費税に相当する額は除く。

1.4 本事業に関する条件等

消化ガス売却量は以下の通りである。その他の条件については、条件規定書（案）を参照のこと。

項目	消化ガス量[Nm ³ /日]	
	消化槽加温に必要な熱量全 量を供給出来る場合	熱の供給がない場合
最低売却可能量	8,150 (5,569)	5,663 (2,674)
平均売却可能量	8,648 (5,910)	6,342 (3,603)
最大売却可能量	9,237 (6,318)	7,460 (4,951)

※消化ガス発電装置から消化槽に返還する熱量が 56,160MJ/日以上の場合は、「消化槽加温に必要な熱量全量を供給できる場合」の消化ガス量を売却する。熱の供給がない場合は、「熱の供給がない場合」の消化ガス量を売却する。熱の供給量が消化槽加温に必要な熱量全量に満たない場合は、消化槽加温用温水器で使用する消化ガスを差し引いた量を売却する。

※最低、最大は月平均の値である。詳細の日変動実績は条件規定書（案）別紙 4 に示す。

※平成 32 年 3 月末までは（ ）の値を供給する。

2. 事業者の公募及び決定に関する事項

2.1 公募及び決定の方針

事業者は公募型プロポーザル方式により決定する。なお、その詳細は後日公表する募集要項等による。

2.2 事業者決定までのスケジュール(予定)

平成 26 年 7 月 16 日	: 実施方針及び条件規定書(案)の公表
平成 26 年 7 月 25 日	: 実施方針等に関する質疑等の締切り
平成 26 年 8 月 11 日	: 実施方針等に関する質疑等に対する回答の公表
平成 26 年 8 月 18 日	: 募集要項等の公表
平成 26 年 8 月下旬	: 募集要項等に関する質疑等の締切り
平成 26 年 9 月上旬	: 応募書類の提出締切り
平成 26 年 9 月上旬	: 募集要項等に関する質疑等に対する回答の公表
平成 26 年 9 月下旬	: 企画提案書の提出締切り
平成 26 年 10 月下旬	: 企画提案に係るプレゼンテーション
平成 26 年 11 月上旬	: 優先交渉権者の通知
平成 26 年 11 月下旬	: 基本協定の締結

2.3 実施方針等に関する質疑及び意見

本実施方針に関する質疑及び意見がある場合には、その内容を簡潔にまとめ「実施方針に関する質疑及び意見書」(様式第1号)に記入して提出すること。また、本事業の条件規定書(案)に関する質疑及び意見がある場合には、その内容を簡潔にまとめ「条件規定書(案)に関する質疑及び意見書」(様式第2号)に記入して提出すること。なお、条件規定書(案)については、提出された質疑等を参考として、見直しを行う場合がある。

2.3.1 提出方法

各様式(電子データ/Excel)を電子メールで提出すること。

2.3.2 受付期間

実施方針の公表日から平成 26 年 7 月 25 日 17:00 までとする。

2.3.3 提出先

沖縄県土木建築部下水道管理事務所管理班(詳細は 5.3 参照。)

2.3.4 提出部数

一部とする。

2.3.5 実施方針等に関する質疑等に対する回答の公表

実施方針等に関する質疑等に対する回答は、沖縄県ホームページで公表する。

2.4 参加者の資格等(予定)

プロポーザルに参加する者は、複数の企業で構成される企業形態(以下「コンソーシアム」という。)を設立することを前提に、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((7)①の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) プロポーザル参加資格確認申請書及びプロポーザル参加確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) プロポーザルに参加する者は他のコンソーシアムの代表者又は構成員との間に資本関係又は

人的関係がないこと。又、他のコンソーシアムの構成員でないこと。

(5) 本事業に関する県のアドバイザー業務の受託者（日本水工設計株式会社）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものでないこと。

(6) 次の各号に該当しない者

① 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

(7) コンソーシアムの代表者は以下の要件を満たすこと。

① 建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規定第5条による平成25・26年度建設業者格付名簿（以下「平成25・26年度建設業者格付名簿」という）又は登録名簿に電気工事業、又は機械器具設置工事として登録されている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄県が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること）。但し、平成25・26年度建設業者格付名簿に電気工事業、又は機械器具設置工事業の経常建設共同企業体として登録されている者及びその構成員は参加できない。

② 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

③ 本再生可能エネルギー発電設備工事と同種の工事（処理能力が35,000m³/日以上の下水道終末処理場に係る電気工事、又は機械器具設置工事）を元請として施工した実績があること。

④ 沖縄県内に建設業法に基づく本店又は営業所があること。

(8) コンソーシアムを構成する一以上の者が、以下の要件を満たすこと。

① 沖縄県内に建設業法に基づく本店を有すること。

2.5 企画提案の評価及び事業契約の締結

2.5.1 選定委員会

プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、条件規定書に基づき企画提案書を期限までに提出する。

提出された企画提案書について、安全性、安定性、実現性等に係る提案等が適正であるかどうかの確認及び評価を、(仮称) 沖縄県流域下水道における再生可能エネルギー発電事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

2.5.2 参加申込書類及び企画提案書等に関する事項

提出された参加申込書類及び企画提案書等は返却しない。提出された参加申込書類及び企画提案書等は、参加資格の確認及び企画提案内容の評価目的として使用する以外は、関係機関との協議に必要な場合を除き、無断で他の資料として使用しない。

2.5.3 優先交渉権者の選定

選定委員会は、応募者から提出された企画提案書等を「宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）に従って総合的に評価し、最高得

点者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者選定基準は公告時に公表する。

2.5.4 基本協定、事業契約の締結

沖縄県は、優先交渉権者と企画提案内容を基に交渉を行い、協議が整った場合、事業者として選定し、本事業に係る基本協定を締結する。

基本協定締結後、事業者は設備認定、接続契約を完了し、沖縄県と事業者は、本事業の契約を締結する。

2.5.5 選定結果の公表

選定結果は、事業者との基本契約締結後、沖縄県ホームページで公表する。

3. リスク分担に関する事項

3.1 リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体が適正にリスクを分担することにより、より質の高い事業運営を目指すものである。

3.2 予想されるリスク分担

沖縄県と事業者のリスク分担は、原則として別記1 リスク分担表(案)による。

4. 事業期間終了後の措置

事業期間終了時若しくは沖縄県又は事業者が解除により契約を終了するときは、原則として原状回復し、沖縄県に事業用地を引き渡すことを基本とし、契約終了の4年前に沖縄県と事業者が協議を行うものとする。

5. その他事業の実施に関して必要な事項

5.1 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

5.2 連絡先

本実施方針に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。

担当部局 沖縄県土木建築部下水道管理事務所管理班

郵便番号 〒901-2221

住 所 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号

電 話 098-898-5988

電子メール taninris@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gesuikan/index.html>

別記1 リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者			
				県	事業者		
選定段階	募集要領リスク	1	募集内容の誤りにより事業が重大な影響を受けた場合	○			
		2	内容の変更により事業が重大な影響を受けた場合	○			
	契約リスク	3	選定事業者と契約が結ばない、契約手続に時間がかかる場合	○	○		
全段階共通	政策関連リスク	法令変更又は許認可失効リスク	4	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は事業者の責めによらない許認可の遅延及び失効に関するもの	○		
			5	本事業のみならず広く一般に適用される法令変更又は許認可の失効によるもの		○	
		税制リスク	6	法人税の変更に関するもの		○	
			7	消費税の変更に関するもの	○	△1	
			8	土地所有に関する新税	○		
			9	建物所有に関する新税		○	
			10	その他新税に関するもの(法人の利益にかかる税を除く)	○		
			11	議決が得られない場合	○		
		施策リスク	12	県のエネルギー政策等の方針変更によるもの	○		
		社会リスク	住民問題リスク	13	施設・設備設置に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	○	
				14	建設・維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	△2	○
			環境リスク	15	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
	16			調査・建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○	
	第三者賠償リスク		17	維持管理段階における騒音・振動に関するもの		○	
			18	施設・設備の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○	
		19	固定価格買取制度の適用を受けられなかった場合		○		
	債務不履行リスク	事業者債務不履行リスク	20	事業者の事業破綻・事業放棄等		○	
			21	事業者のサービス水準の低下		○	
			22	事業者の主要義務の違反		○	
			23	事業者の条件規定書等の解釈の違いによる契約解除		○	
			24	最終期限日までに工事が完成しなかった場合		○	
			25	不可抗力リスク	天災等による設計変更・中止・延期	△3	○
	計画段階	計画・設計リスク	26	公開資料リスク	県による公開資料の誤りにより事業が重大な影響を受けた場合	○	
			事前調査リスク	27	県による事前調査の誤りにより事業が重大な影響を受けた場合	○	
				28	事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○
設計リスク			29	県の提示条件、指示の不備、変更による設計変更	○		
			30	事業者から請負業者への指示、判断の不備による設計変更		○	
31			応募費用の負担に関するもの		○		
32	資金調達リスク	資本金、融資など必要な資金の確保に関するもの		○			
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	33	工事が契約より遅延し、完成しないリスク		○	
			34	県の要求による設計変更により遅延する、又は完工しないリスク	○		
			35	埋蔵文化財発掘等により工事が遅延し、又は完成しないリスク	○		
		36	施工監理に関するリスク		○		
		コスト・オーバーラン・リスク	37	県の指示による工事費の増大・予算超過	○		
			38	上記以外の工事費の増大・予算超過		○	
	39	事業用地の配管等既設埋設物等による費用増加		○			
	性能リスク	40	規定条件不適合		○		
	施設・設備損傷リスク	41	使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○		
	経済リスク	物価リスク	42	インフレ・デフレに関するもの		○	
金利リスク		43	金利の変動に関するもの		○		
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク	44	サービス対価の支払遅延・不能		○		
	計画変更リスク	45	県の責めによる事業内容・用途の変更によるもの	○			
	性能リスク	46	規定条件不適合		○		
	維持管理・運営コストリスク	47	県の責めによる事業内容・用途変更等における維持管理・運営費の増大	○			
		48	上記以外の維持管理・運営費の増大		○		
	施設・設備損傷リスク	49	劣化による施設・設備の損傷		○		
		50	事業者の責めによる事故・火災に伴う施設・設備の損傷		○		
	経済リスク	物価リスク	51	大幅なインフレ・デフレに関するもの		○	
		金利リスク	52	金利の変動に関するもの		○	
	53	消化ガス減少リスク	県が提供する消化ガスに関するもの	○	△4		

▲1: 現在予定している消費税変更は事業者負担とする。

▲2: 必要に応じて住民等の対応窓口は市にて行う。

▲3: 不可抗力により施設・設備が停止した場合、停止期間中の消化ガスの買取義務については協議によるものとする。

▲4: 消化ガス変動量が条件規定書に記載された値の範囲程度を超える場合、買取単価は協議により見直すことができる。